

報

酬

編

加算・減算に係る留意事項について

加算・減算に関する注意すべき点及び加算届等を作成する際に注意すべき点について、よくある事例とともに解説します。今後の事務の参考としてください。

1 **各種減算**について（サービス全般）

基準上必要な職員配置がされていない場合、以下のように減算率が設定されています。報酬請求の際、適切な請求を行うよう注意してください。

・サービス提供職員欠如減算

減算適用開始月から所定単位数の 30%を減算し、減算適用が 3 月目に至った場合、所定単位数の 50%を減算する。（減算適用 3 月目から減算率 20%引き上げ）

・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が欠如した月の翌々月から所定単位数の 30%を減算し、減算適用が 5 月目に至った場合、所定単位数の 50%を減算する。（減算適用 5 月目から減算率 20%引き上げ）。

・個別支援計画未作成減算

個別支援計画未作成月から所定単位数の 30%を減算する。

なお、減算の対象については、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の不在以前に作成した計画については、計画を見直すまでの間（計画の見直しは少なくとも 6 月に 1 回以上必要）は減算の対象にはならないが、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の不在以降の利用者に対しては漏れなく減算対象となる。

さらに、減算適用が 3 月目に至った場合、所定単位数の 50%を減算する。（減算適用 3 月目からさらに減算率 20%引き上げ）

・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算及び個別支援計画未作成減算の取扱いについて

減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用する。

例) サービス管理責任者が令和6年4月20日付けで退職し、令和6年4月21日から欠如(4月から欠如)となった場合(所定単位数を100とする)

※計画未作成減算については、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の不在以降の利用者を例としている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
所定単位数	100	100	100	100	100	100	100
サビ管欠如減算	無し	無し	×70%	×70%	×70%	×70%	×50%
計画未作成減算	×70%	×70%	×50%	×50%	×50%	×50%	×50%
減算後単位数	70	70	50	50	50	50	50

なお、個別支援計画欠如減算は当該状態が解消された月の前月まで、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算は当該職員の欠如が解消された月まで算定される。したがって、上記の例において、9月1日付けでサービス管理責任者を配置し、計画作成を適正に実施した場合は以下のとおりとなる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
所定単位数	100	100	100	100	100	100	100
サビ管欠如減算	無し	無し	×70%	×70%	×70%	×70%	無し
計画未作成減算	×70%	×70%	×50%	×50%	×50%	無し	無し
減算後単位数	70	70	50	50	50	70	100

利用者に対する支援の質を担保するためにも、各事業所におかれては適正な人員配置をしていただきたい。

(補足) サービス提供職員欠如減算

- ・ 就労継続支援事業所において施設外就労を実施した際に、当該支援を実施する職員(施設外就労職員)と就労継続支援事業所で支援を実施する職員(施設内就労職員)の配置において混同が生じて、基準に照らした結果、サービス提供職員の配置が人員配置基準に満たない例が発生しています。施設外就労を実施する際には、**施設内と施設外での人員配置体制それぞれを区別して**、それぞれに必要とされる人員配置基準を遵守するよう努めてください。
- ・ 人員配置基準の遵守においては、翌月以降の予定作成時だけでなく、報酬請求時に実績を確認することとし、誤った請求とならないよう努めてください。

名称（主な減算） ※掲載していない減算もあるため注意	対象サービス		要件	減算率
	障害者総合支援法	児童福祉法		
サービス提供職員欠如減算	療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（共生型障害福祉サービスを除く）	児童発達支援、放課後等デイサービス（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間（共同生活援助の日中サービス支援型についてはこれによらないため、ご注意ください）	減算適用1月目から2月目所定単位数の70%を算定 減算適用3月目以降所定単位数の50%を算定
サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（共生型障害福祉サービスを除く）	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間	減算適用1月目から4月目所定単位数の70%を算定 減算適用5月目以降所定単位数の50%を算定
個別支援計画未作成減算	療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	個別支援計画の作成が適切に行われていない場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間	減算適用1月目から2月目所定単位数の70%を算定 減算適用3月目以降所定単位数の50%を算定
身体拘束廃止未実施減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	次の身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間 ①身体拘束等の記録 ②委員会の定期開催（1年に1回以上） ③指針の整備 ④研修の実施（1年に1回以上）	所定単位数の10%又は1%を減算（サービスマスにより異なる）
虐待防止措置未実施減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域相談支援、特定相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援	次の基準を満たしていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること（1年に1回以上） ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること（1年に1回以上） ③上記措置を適切に実施するための担当者置くこと	所定単位数の1%を減算

名称（主な減算） ※掲載していない減算もあるため注意	対象サービス		要件	減算率
	障害者総合支援法	児童福祉法		
情報公表未報告減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域相談支援、特定相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児医療型障害児入所施設、障害児相談支援	情報公表制度に基づく報告が未実施の場合、その翌月から解消されるに至った月までの間	所定単位数の10%又は5%を減算（サービスにより異なる）
業務継続計画未策定減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域相談支援、特定相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、障害児医療型障害児入所施設、障害児相談支援	感染症若しくは非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、その翌月から解消されるに至った月までの間 令和7年3月までは「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」を行っている場合には適用しないこととされていますが、令和7年度より当該経過措置がなくなります。	所定単位数の3%又は1%を減算（サービスにより異なる）
定員超過利用減算	療養介護、生活支援、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域相談支援、特定相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	平成27年度に、本県で実施された会計検査院の会計実地検査により、定員超過利用減算を行うべきところ、減算を行わずに過大に自立支援給付費を算定している事例が見受けられました。 また、厚生労働省より令和4年2月28日付け事務連絡「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」においても同様の事例あったとされています。 つきましては、通知を再確認してください。 なお、減算にならないからといって定員を超過してよいものではありません。 <u>定員遵守の原則を守るようにしてください。</u> 通知及び「定員超過利用減算確認表」について、こちらをご確認ください。 障がい福祉課ホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/youshikirei.html	所定単位数の70%を算定

2 福祉専門職員配置等加算について（通所系サービス全般）

福祉専門職員配置等加算は良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤職員や資格保有者の割合を評価します。加算の区分により該当する職種や計算方法が異なるため注意してください。

基本的に福祉専門職員配置等加算については、(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかの区分のみ算定が可能です。生活介護においては、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、(Ⅰ)又は(Ⅱ)と(Ⅲ)との併給が可能です。

【注意事項】

- ・「生活支援員等」に含まれる職種はサービスごとに異なります。サービスごとの「生活支援員等」は次のとおりです。

《サービス》	《生活支援員等》
療養介護	生活支援員
生活介護	生活支援員
自立訓練（機能訓練）	生活支援員
自立訓練（生活訓練）	生活支援員、地域移行支援員
就労移行支援	職業指導員、生活支援員、就労支援員
就労継続支援 A 型、B 型	職業指導員、生活支援員
自立生活援助	地域生活支援員
共同生活援助	世話人、生活支援員（外部サービス利用型は世話人のみ）
児童発達支援	加算(Ⅰ)(Ⅱ)…児童指導員 加算(Ⅲ)…児童指導員、保育士
医療型児童発達支援	加算(Ⅰ)(Ⅱ)…児童指導員、指定発達支援医療機関の職員 加算(Ⅲ)…児童指導員、保育士、指定発達支援医療機関の職員
放課後等デイサービス	加算(Ⅰ)(Ⅱ)…児童指導員 加算(Ⅲ)…児童指導員、保育士

※共生型サービスは当該従業者

- ・加算区分Ⅰ及びⅢ（勤続年数の状況による算定）については、常勤職員の人数を算定します。非常勤職員は含みません。常勤兼務職員においても1名とカウントし、常勤換算後の人数で記載しないでください。

※事業所・職員名は架空のものです。

サービス種類			就労継続支援B型										事業所・施設名										キッチンAICHI															
定員 20人			前年度の平均利用者数 ※1 18人										基準上の必要職員数 ※2 3.0人																									
人員配置区分 ※3			6 : 1		【生活介護のみ】平均障害支援区分 ※4										【GHのみ】入居者の区分別人数 ※5										区分3		区分4		区分5		区分6							
職種 ※6	勤務形態 ※7	資格 ※8	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週※10			4週 (1月)の 合計	週平均 の勤務 時間	他の事業所の名 称及び職名 ※11	他事業所 での合計 勤務時間 数 ※12
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木							
管理者	①		愛知 次郎	8			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8		8	8	8				160	40			
サービス管理責任者	①		岡崎 尚	8			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8		8	8	8				160	40			
職業指導員	①		名古屋 花	8			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8		8	8	8				160	40			
職業指導員	①		瀬戸 薫	8			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8		8	8	8				160	40			
生活支援員	③		岩倉 哲夫	6			4.5	6	4.5	6	6				4.5	6	4.5	6	6				4.5	6	4.5	6		4.5	6	4.5	6			108	27			
生活支援員	①		飛鳥 文花	8			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8		8	8	8				160	40			
目標工賃達成指導員	①	社会福祉士	半田 海斗	8			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				8	8	8	8		8	8	8		160	40					
常勤専従																																		0	0			

従業者の 職種・員数	サービス管理責任者		管理者		生活支援員		職業指導員		目標工賃達成指導員		専従	兼務
	専従・兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従		
常勤(人)	①	②	1		1		1		1			
非常勤(人)	③	④				1						
当該職種の勤務延べ時間数		160		160		268		320		160		
常勤換算後の人数		1		1		1.6		2		1		

←4週(又は1月)の合計数

←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数

※「半田 海斗」については、Ⅰ及びⅡにおいて、有資格者の配置を判断する対象の職種とはならないため、Ⅰ及びⅡは算定できない。（他のサービス種別においても、対象の職種かについては、十分に注意してください。）

- $\Rightarrow 3.0 \div 3.6 = 0.83\cdots$ のため、Ⅲを算定可能。

サービス種類		就労継続支援B型										事業所・施設名										キッチンAICHI																			
定員	20人	前年度の平均利用者数 ※1										18人										基準上の必要職員数 ※2										3.0人									
人員配置区分 ※3		6 : 1		【生活介護のみ】平均障害支援区分 ※4										【GHのみ】入居者の区分別人数 ※5										区分3		区分4		区分5		区分6											
職種 ※6	勤務形態 ※7	資格 ※8	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週※10		4週 (1月)の 合計	週平均 の勤務 時間	他の事業所の名 称及び職名 ※11	他事業所 での合計 勤務時間 数 ※12				
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					31			
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木										
管理者	②	社会福祉士	愛知 次郎	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4				80	20							
サービス管理責任者	①		岡崎 尚	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8			160	40							
職業指導員	①		名古屋 花	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8			160	40							
職業指導員	④		瀬戸 薫	8			8	0	8	0	8			8	0	8	0	8			8	0	8	0			8	0	8	0			96	24	GHあかり（世話人）	64.0					
生活支援員	②	社会福祉士	愛知 次郎	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4			80	20								
生活支援員	③		岩倉 哲夫	6		4.5	6	4.5	6	6		4.5	6	4.5	6	6		4.5	6	4.5	6	6		4.5	6	4.5	6				108	27									
生活支援員	①		飛鳥 文花	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8			160	40								
目標工賃達成指導員	①		一宮 葵	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8			160	40								
																															0	0									

【例3】就労継続支援B型事業所にて非常勤職員のみが有資格者の場合

サービス種類		就労継続支援B型										事業所・施設名										キッチンAICHI																								
定員	20人	前年度の平均利用者数 ※1										18人										基準上の必要職員数 ※2 3.0人																								
人員配置区分 ※3		6：1					【生活介護のみ】平均障害支援区分 ※4										【GHのみ】入居者の区分別人数 ※5										区分3					区分4					区分5					区分6				
職種 ※6	勤務 形態 ※7	資格 ※8	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週※10					4週 (1月)の 合計	週平均 の勤務 時間	他の事業所の名 称及び職名 ※11	他事業所 での合計 勤務時間 数 ※12						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木															
管理者	①		愛知 次郎	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			160	40											
サービス管理責任者	①		岡崎 尚	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			160	40											
職業指導員	①	非常勤専従	古屋 花	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			160	40											
職業指導員	④		戸 薫	6			6	0	6	0	6			6	0	6	0	6			6	0	6	0	6			6	0	6	0			72	18	キラキラ作業所(生活支援員)	32.0									
生活支援員	③	介護福祉士	岩倉 哲夫	6			4.5	6	4.5	6	6			4.5	6	4.5	6	6			4.5	6	4.5	6	6			4.5	6	4.5	6			108	27											
生活支援員	①		飛島 文花	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			160	40											
目標工賃達成指導員	①		半田 海斗	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			160	40											
																																		0	0											

従業者の 職種・員数	職種		サービス管理責任者		管理者		生活支援員		職業指導員		目標工賃達成指導員			
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②	1		1		1		1		1			
非常勤(人)	③	④					1			1				
当該職種の勤務延べ時間数			160		160		268		232		160			
常勤換算後の人数			1		1		1.6		1.4		1			

→4週(又は1月)の合計数

→勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数

⇒Ⅰは算定不可。Ⅱは算定不可。Ⅲは算定不可。

※「岩倉 哲夫」については、非常勤職員のため、Ⅰ及びⅡにおいて、有資格者の配置を判断する対象とはならない。

・(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定について

届出書【①】：2人（名古屋花、飛島文花）

届出書【②】：0人

⇒Ⅰ、Ⅱは算定不可。

・(Ⅲ)の算定について

届出書【①】：500（160+72+108+160）÷160=3.1人

届出書【②】：320（160+160）÷160=2.0人

⇒2.0÷3.1=0.64…のため、Ⅲは算定不可。

【例４】就労継続支援Ｂ型、生活介護の多機能型事業所の場合

サービス種類		就労継続支援B型・生活介護										事業所・施設名		つどいの泉(就労B)																											
定員	30人	前年度の平均利用者数 ※1					18人					基準上の必要職員数 ※2		2.4人																											
人員配置区分 ※3		7.5 : 1		【生活介護のみ】平均障害支援区分 ※4										【GHのみ】入居者の区分別人数 ※5										区分3			区分4			区分5			区分6								
職種 ※6	勤務 形態 ※7	資格 ※8	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週※10			4週 (1月)の 合計	週平均 の勤務 時間	他の事業所の名 称及び職名 ※11	他事業所 での合計 勤務時間 数 ※12			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木										
管理者	②	介護福祉士	名古屋 三郎	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			80	20	つどいの泉(生介・管理者)	80.0				
サービス管理責任者	②	社会福祉士	田原 直人	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			80	20	つどいの泉(生介・サビ管)	80.0				
職業指導員	①		愛知 太郎	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			160	40						
職業指導員	④		半田 美沙	8			8	0	8	0	8			8	0	8	0	8			8	0	8	0	8			8	0	8	0			96	24	つどいの泉(生介・生活支援員)	32.0				
生活支援員	②	介護福祉士	一宮 智子	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			80	20	つどいの泉(生介・生活支援員)	80.0				
生活支援員	①		瀬戸 文衛門	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			160	40						
																																	0	0							

従業者の 職種・員数	職種		サービス管理責任者		管理者		生活支援員		職業指導員					
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②		1		1	1	1	1					
非常勤(人)	③	④								1				
当該職種の勤務延べ時間数			80		80		240		256					
常勤換算後の人数			0.5		0.5		1.5		1.6					

→4週(又は1月)の合計数
→勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数

サービス種類		就労継続支援B型・生活介護										事業所・施設名		つどいの泉(生活介護)																											
定員	30人	前年度の平均利用者数 ※1										6人		基準上の必要職員数 ※2 2.4人																											
人員配置区分 ※3		2.5 : 1		【生活介護のみ】平均障害支援区分 ※4										【GHのみ】入居者の区分別人数 ※5										区分3			区分4			区分5			区分6								
職種 ※6	勤務 形態 ※7	資格 ※8	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週※10			4週 (1月)の 合計	週平均 の勤務 時間	他の事業所の名 称及び職名 ※11	他事業所 での合計 勤務時間 数 ※12			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木										
管理者	②	介護福祉士	名古屋 三郎	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4				80	20	つどいの泉 (団型・管理者)	80.0				
サービス管理責任者	②	社会福祉士	田原 直人	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4				80	20	つどいの泉 (団型・サビ管)	80.0				
看護職員	③	看護師	東海 五郎	2			0	2	0	2	2			0	2	0	2	2			0	2	0	2			0	2	0	2				24	6						
生活支援員	①		名古屋 光江	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8				160	40						
生活支援員	①		愛知 尚子	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8				160	40						
生活支援員	④		半田 美沙	0			0	4	0	4	0			0	4	0	4	0			0	4	0	4			0	4	0	4				32	8	つどいの泉 (団型・生活支援員)	96.0				
生活支援員	②	介護福祉士	一宮 智子	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	4				80	20	つどいの泉 (団型・生活支援員)	80.0				
理学療法士	③	理学療法士	岩倉 さなえ	2			2	0	2	0	2			2	0	2	0	2			2	0	2	0			2	0	2	0				24	6						
医師	③	医師	田原 理恵	0			0	0	1	0	0			0	0	1	0	0			0	0	1	0			0	0	1	0				4	1						

従業者の 職種・員数	職種		サービス管理責任者		管理者		生活支援員		看護職員		理学療法士		医師	
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②		1		1	1	1						
非常勤(人)	③	④					1	1			1		1	
当該職種の勤務延べ時間数			80		80		432		24		24		4	
常勤換算後の人数			0.5		0.5		2.7		0.1		0.1		0.02	

→4週(又は1月)の合計数
→勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数

⇒Ⅰは算定不可。Ⅱは算定不可。Ⅲは算定可。

※多機能型事業所においては、各サービスに専従する職員がいるかに関わらず、多機能型として実施する全サービスの職員全体において、算定が可能な比率となるか判断する。

上記の場合、就労継続支援事業Ｂ型や生活介護のみで算定が可能となる事はないので、注意してください。

・(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定について

届出書【①】：5人（愛知太郎、一宮智子、瀬戸文衛門、名古屋光江、愛知尚子）

届出書【②】：1人（一宮智子）

$\Rightarrow 1 \div 5 = 0.2 \Rightarrow \text{Ⅰ、Ⅱは算定不可。算定可能な比率に達していない。}$

・(Ⅲ)の算定について

届出書【①】：928 $(160 + 96 + 80 + 160 + 160 + 160 + 32 + 80) \div 160 = 5.8$ 人

届出書【②】：800 $(160 + 80 + 160 + 160 + 160 + 80) \div 160 = 5.0$ 人

$\Rightarrow 5.0 \div 5.8 = 0.86\cdots$ のため、Ⅲを算定可能。

【例5】放課後等デイサービスにて保育士のみが有資格者の場合

サービス種類		放課後等デイサービス										事業所名		すくすくあいち																														
定員		10人		基準上の必要職員数※1		児童指導員又は保育士 2人(内、児童指導員又は保育士 1人)																																						
職種	勤務形態 ※2	資格等 ※3	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週※5		4週 (1月)の 合計 ※5	週平均 の勤務 時間	他の事業所の名称 及び職名 ※6	他事業所 での合計 勤務時間 数 ※7							
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					31						
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土					日	月	火	水	木	金	土
管理者	①		愛知 三郎	8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40				
児童発達支援管理責任者	①		愛知 奈々子	8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40		
児童指導員	③	学士(心理学)	名古屋 太一	4			4			4			4			4			4			4			4			4			4			4			4			48	12			
児童指導員	①	小学校教諭	半田 かおり	8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40		
保育士	①	保育士・社会福祉士	田原 リリアン	8	8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40		
指導員	③		岩倉 マナ	4					4		4				4	4					4	4							4					4					32	8				
指導員	③		ダイアナ サンチェス	6	6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	120	30		
																																							0	0				

従業者の 職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		管理者		児童指導員		保育士		指導員			
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②	1		1		1		1					
非常勤(人)	③	④					1				2			
当該職種の勤務延べ時間数			160		160		208		160		152			
常勤換算後の人数			1		1		1.3		1		0.9			

→適宜、該当の職種を記載

→4週(又は1月)の合計数

→勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数

⇒Ⅰは算定不可。Ⅱは算定不可。Ⅲは算定可。

※「田原 リリアン」は、Ⅰ及びⅡにおいて、有資格者の配置を判断する対象の職種とはならないため、Ⅰ及びⅡは算定できない。

・(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定について

届出書【①】：1人(半田 かおり)

届出書【②】：0人

⇒Ⅰ、Ⅱは算定不可。

・(Ⅲ)の算定について

届出書【①】：368 (48+160+160) ÷ 160 = 2.3人

届出書【②】：320 (160+160) ÷ 160 = 2.0人

⇒2.0÷2.3=0.86…のため、Ⅲを算定可能。

3 送迎加算について(障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業等全般)

送迎加算の算定に当たっては、同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合にも算定される(但し、100分の70に相当する単位数)が、この場合においても、自動車等を用いた場合に算定されるものである。徒歩等の移動による付き添い介助では、算定されるものではないため、注意すること。

4 人員配置体制加算について

本加算は、基準上配置が必要な人員に加え、サービス提供のための手厚い人員配置体制をとっていることを評価し算定されます。

要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定していた事例が見受けられますので、算定に当たっては人員配置状況を十分確認してください。

(1) (生活介護等)

【算定要件】区分ごとに表中の全ての条件を満たすこと

ただし、障害者支援施設において生活介護を行う場合、①は問わない

人員配置体制加算（Ⅰ）	①区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の <u>100 分の 60 以上</u> であること。 ②常勤換算方法により、従業者※の員数が前年度の平均利用者数を <u>1.5 で除して得た数以上</u> であること。
人員配置体制加算（Ⅱ）	①区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の <u>100 分の 60 以上</u> であること。 ②常勤換算方法により、従業者※の員数が前年度の平均利用者数を <u>1.7 で除して得た数以上</u> であること。
人員配置体制加算（Ⅲ）	①区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の <u>100 分の 50 以上</u> であること。 ②常勤換算方法により、従業者※の員数が前年度の平均利用者数を <u>2.0 で除して得た数以上</u> であること。
人員配置体制加算（Ⅳ）	○常勤換算方法により、従業者※の員数が前年度の平均利用者数を <u>2.5 で除して得た数以上</u> であること。

(※) 基準上の看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員を手厚く配置した場合に算定される。(サービス管理責任者は含まない。)

(2) (共同生活援助)

【算定要件】区分ごとに表中の全ての条件を満たすこと

介 護 サ ー ビ ス 包 括 型	人員配置体制加算（Ⅰ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> ※で <u>12 : 1 以上</u> の世話人等を配置。
	人員配置体制加算（Ⅱ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で <u>30 : 1 以上</u> の世話人等を配置。
	人員配置体制加算（Ⅲ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で <u>12 : 1 以上</u> の世話人等を配置。 ○個人単位で居宅介護等を利用している者への支援。
	人員配置体制加算（Ⅳ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で <u>30 : 1 以上</u> の世話人等を配置。 ○個人単位で居宅介護等を利用している者への支援。

日 中 サ ー ビ ス 支 援 型	人員配置体制加算（Ⅴ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 7.5:1 以上 の世話人等を配置。
	人員配置体制加算（Ⅵ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 20:1 以上 の世話人等を配置。
	人員配置体制加算（Ⅶ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 7.5:1 以上 の世話人等を配置。 ○日中を共同生活住居以外の場所で過ごしている利用者への支援。
	人員配置体制加算（Ⅷ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 20:1 以上 の世話人等を配置。 ○日中を共同生活住居以外の場所で過ごしている利用者への支援。
	人員配置体制加算（Ⅸ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 7.5:1 以上 の世話人等を配置。 ○個人単位で居宅介護等を利用している者への支援。
	人員配置体制加算（Ⅹ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 20:1 以上 の世話人等を配置。 ○個人単位で居宅介護等を利用している者への支援。
	人員配置体制加算（Ⅺ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 7.5:1 以上 の世話人等を配置。 ○個人単位で居宅介護等を利用している者への支援。 ○日中を共同生活住居以外の場所で過ごしている利用者への支援。
	人員配置体制加算（Ⅻ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 20:1 以上 の世話人等を配置。 ○個人単位で居宅介護等を利用している者への支援。 ○日中を共同生活住居以外の場所で過ごしている利用者への支援。
外 部 サ ー ビ ス 利 用 型	人員配置体制加算（ⅩⅢ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 12:1 以上 の世話人等を配置。
	人員配置体制加算（ⅩⅣ）	○基準上の人員に加え、 <u>特定従業者数換算</u> で 30:1 以上 の世話人等を配置。

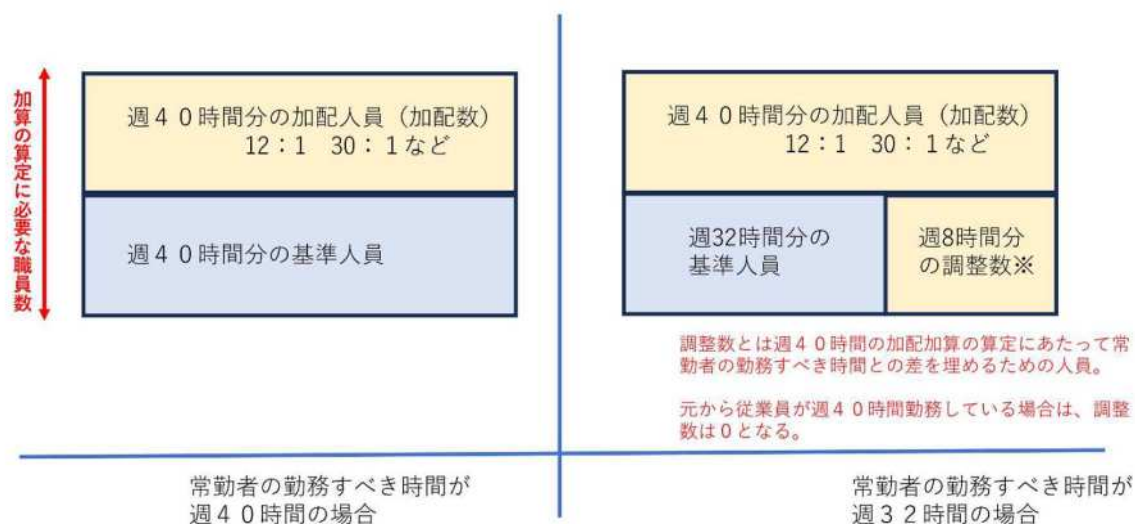
(※) 特定事業者数換算について

… 事業所ごとに「常勤の従業者が勤務すべき時間数」は異なりますが、共同生活援助の人員配置体制加算の算定要件となる人員の加配状況は、実際の事業所の「常勤の従業者が勤務すべき時間数」の設定が何時間であったとしても、「1 週間 40 時間」に換算して計算します。

○特定事業者数換算の計算方法

⇒ 基準上の世話人等及び加配した世話人等の勤務延べ時間数をそれぞれ「40 時間」で除することにより換算。

本加算算定のイメージ図



なお、加算の算定に当たっては、事前に必ず報酬告示及び留意事項通知を熟読いただいた上で、愛知県の HP では加算届の自動計算書式及び様式の入力マニュアルを御用意しておりますので適宜御参照ください。

5 夜間支援等体制加算について（共同生活援助）

共同生活援助の夜間支援等体制加算については、あらかじめ県に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で夜間支援等体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）を算定でき、また、各住居における夜間支援従事者の配置状況により決まる「夜間支援対象利用者数の区分」に基づく報酬を算定することが可能です。住居ごとの夜間支援従事者の配置状況について記載する際は、以下に示す例及び別添の勤務形態一覧（記載例）を参考に整理してください。

【注意事項】

- ・ 世話人及び生活支援員で勤務する職員を夜間支援従事者として夜勤（宿直）で配置する場合には、勤務形態一覧に記載する際、一括で勤務時間を計上することなく、各職種としてそれぞれ勤務する時間数（宿直の場合は勤務日に「宿」と記載）を記載することにしてください。
- ・ 夜間支援対象利用者数は、現利用者数ではなく、前年度の平均利用者数等から算出します。また、複数の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合の夜間支援対象利用者数は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて算定します。
- ・ 入居定員又は夜間支援従事者の配置数の変更などによって、あらかじめ県に届け出て

いる夜間支援体制の内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ変更を届け出るものとし、その届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、新たに届出がなされた夜間支援体制に基づく報酬単価を適用します。

【例①】 1 つの住居の対象者を 1 人の夜間支援従事者が支援を行う場合

共同生活住居名	夜間支援の対象者数（人）	1 人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数（人）			夜間支援従事者の勤務形態（夜勤・宿直）
		夜間支援従事者①	夜間支援従事者②	夜間支援従事者③	
A ホーム	6	6			夜勤
合計	6	6			

⇒A ホームの対象者は夜間支援対象者 6 名の夜間支援等体制加算を算定する。

【例②】 1 つの住居の対象者を 2 人の夜間支援従事者が支援を行う場合

共同生活住居名	夜間支援の対象者数（人）	1 人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数（人）			夜間支援従事者の勤務形態（夜勤・宿直）
		夜間支援従事者①	夜間支援従事者②	夜間支援従事者③	
A ホーム	6	3	3		夜勤
合計	6	3	3		

⇒A ホームの対象者は夜間支援対象者 3 名の夜間支援等体制加算を算定する。

【例③】 複数の住居の対象者を 1 人の夜間支援従事者が支援を行う場合

共同生活住居名	夜間支援の対象者数（人）	1 人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数（人）			夜間支援従事者の勤務形態（夜勤・宿直）
		夜間支援従事者①	夜間支援従事者②	夜間支援従事者③	
A ホーム	6	6			夜勤
B ホーム	4	4			夜勤
合計	10	10			

⇒A ホーム及びB ホームの対象者は夜間支援対象者 10 名の夜間支援等体制加算を算定する。

【例④】 複数の住居の対象者を 1 人の夜間支援従事者が支援を行う場合

（夜間支援従事者①が A ホームの対象者 6 名のうち 4 名、夜間支援従事者②が A ホームの

対象者 6 名の内 2 名と B ホームの対象者 4 名に対して夜間支援を行う。）

共同生活住居名	夜間支援の 対象者数（人）	1 人の夜間支援従事者が支援を行 う利用者の数（人）			夜間支援従事者 の勤務形態 （夜勤・宿直）
		夜間支援 従事者①	夜間支援 従事者②	夜間支援 従事者③	
A ホーム	6	4	2		夜勤
B ホーム	4		4		夜勤
合計	10	4	6		

⇒A ホームの対象者で、夜間支援従事者①の夜間支援を受けた対象者 4 名は夜間支援対象者 4 名の夜間支援等体制加算、夜間支援従事者②の夜間支援を受けた対象者 2 名は夜間支援対象者 6 名の夜間支援等体制加算を算定する。

B ホームの対象者は夜間支援対象者 6 名の夜間支援等体制加算を算定する。

【例⑤】 1 つの住居の対象者 5 名の内、対象者 A 氏に対し、6 月 1 日は 1 人の夜勤を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われ、6 月 2 日は 1 人の宿直を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われた場合

⇒6 月 1 日：夜間支援対象利用者数 5 名の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定

6 月 2 日：夜間支援対象利用者数 5 名の夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定

【例⑥】 1 つの住居の対象者 8 名の内、対象者 B 氏に対し、6 月 1 日は 1 名の夜勤を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われ、6 月 2 日は 2 名の宿直を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われた場合

⇒6 月 1 日：夜間支援対象利用者数 8 名の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定

6 月 2 日：夜間支援対象利用者数 4 名の夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定

6 就労移行支援の基本報酬の届出について（就労移行支援事業）

就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出の際には、雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどを添付し、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出てください。添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えありません。

7 食事提供体制加算について

（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行、就労継続支援（A、B））

収入が一定以下の利用者に対し、原則として施設内の調理室を利用して下記の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に算定可能

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わる（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献

立であること

- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回に記録していること

8 **特定事業所加算**について（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

特定事業所加算のサービスごとの基準は以下のとおりです。なお、特定事業所加算の届出書を提出される際には、各要件を満たすことがわかる資料を必ず添付してください。

《**居宅介護**特定事業所加算の基準

下線部は令和6年度報酬改定により変更があった箇所です》

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）
- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
 - ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
 - ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上）
 - ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上）
- ※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり

《**重度訪問介護**特定事業所加算の基準》

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）
- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
 - ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
 - ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

《**同行援護**特定事業所加算の基準

下線部は令和6年度報酬改定により変更があった箇所です》

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）
 - ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）
- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）

- ② 良質な人材の確保
- ・介護福祉士の割合 30%以上
 - ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修過程修了者等の割合 50%以上
 - ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
 - ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者要件を満たしている者 20%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

《行動援護特定事業所加算の基準

下線部は令和6年度報酬改定により変更があった箇所です》

- ・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合）
 - ・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）
 - ・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）
 - ・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）
- ① サービス提供体制の整備
- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
 - ・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。
- ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置あり
- ② 良質な人材の確保
- ・介護福祉士の割合 30%以上
 - ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修過程修了者等の割合 50%以上
 - ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

9 スコア方式による評価について（就労継続支援A型）

令和6年度報酬改定において、より一層の経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価方法が大幅に見直しされております。

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」別紙6等をご確認いただき、適切にスコア評価を行っていただくようお願いします。

令和6年度より	
評価指標項	判定スコア
労働時間	労働時間 1日の平均労働時間により評価 5点～ <u>90点</u> で評価
生産活動	生産活動 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 <u>-20点～60点</u> で評価
多様な働き方	多様な働き方 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価 0点～ <u>15点</u> で評価
支援力向上	支援力向上 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 <u>0点～15点</u> で評価
地域連携活動	地域連携活動 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画 経営改善計画の作成状況により評価 <u>-50点～0点</u> で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力向上 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価 <u>0点～10点</u> で評価

10 目標工賃達成指導員配置加算について（就労継続支援B型「平均工賃に応じた報酬体系」を採用している事業所のみ）

《目標工賃達成指導員配置加算の基準》

下線部は令和6年度報酬改定により変更があった箇所です

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6：1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5：1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

11 前年度の平均工賃月額の算定方法について（就労継続支援B型「平均工賃に応じた報酬体系」を採用している事業所のみ）

《平均工賃の算定方法》

下線部は令和6年度報酬改定により変更があった箇所です

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数を算出

→前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額（ア）÷前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数（イ）÷12 月により、1 人当たり平均工賃月額を算出

12 就労継続支援B型における基本報酬の算定区分について

年度途中で指定を受けた事業所の、基本報酬の算定区分の取り扱いについては以下をご確認ください。

【上半期¹に指定を受けた事業所】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
R6		開所										
R7												

黄色・・・経過措置（平均工賃月額 1 万円未満の実績）

青色・・・経過措置 又は 開所から 6 か月間における（）における実績

桃色・・・経過措置 又は 直近の 6 か月における（）における実績

（例 示）

令和 6 年 5 月開所の事業所にて、令和 6 年 5 月から 10 月の平均工賃月額が 12,000 円であり、令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月の平均工賃月額が 16000 円である場合。

令和 6 年 5 月から同年 10 月まで 区分：1 万円未満

令和 6 年 11 月から同年 3 月まで 区分：1 万円以上 1 万 5 千円未満

令和 7 年 4 月から同年 3 月まで 区分：1 万 5 千円以上 2 万円未満

※令和 8 年度以降は、通常通り前年度の実績にて区分される。

（参 考）

報酬告示² 第 14 章 1 イ注 9 留意事項通知³ 第二の 3（5）②（三）

厚生労働省 Q & A（平成 30 年度 Vol.2）⁴ 問 4

¹ 上半期とは、年度における 4 月から 9 月の 6 か月間を指す。

² 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

³ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

⁴ 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL.2（平成 30 年 4 月 25 日事務連

【下半期⁵に指定を受けた事業所】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
R6							開所					
R7												

黄 色・・・経過措置（平均工賃月額1万円未満の実績）

青 色・・・経過措置 又は 開所から6か月間における（）における実績

（例 示）

令和6年10月開所の事業所にて、令和6年10月から令和7年3月の平均工賃月額が12,000円である場合。

令和6年10月から令和7年3月まで 区分：1万円未満

令和6年4月から令和7年3月まで 区分：1万円以上1万5千円未満

※令和8年度以降は、通常通り前年度の実績にて区分される。

（参 考）

報酬告示⁶ 第14章1イ注9

留意事項通知⁷ 第二の3（5）②（三）

絡）

⁵ 下半期とは、年度における10月から3月までの6か月を指す。

⁶ 左の脚注2と同義。

⁷ 左の脚注3と同義

13 児童指導員等加配加算について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

【児童発達支援センター】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて22～62単位／日

常勤専従・経験5年未満 同 18～51単位／日

常勤換算・経験5年以上 同 15～41単位／日

常勤換算・経験5年未満 同 13～36単位／日

その他の従業者を配置 11～30単位／日

【児童発達支援事業所（障害児）】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて75～187単位／日

常勤専従・経験5年未満 同 59～152単位／日

常勤換算・経験5年以上 同 49～123単位／日

常勤換算・経験5年未満 同 43～107単位／日

その他の従業者を配置 36～90単位／日

○主な要件

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること。

※常勤職員が病気で欠勤する等の場合でも配置の要件を満たすが、欠勤等が1月以上続く場合は配置要件を満たさなくなる。

- ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）（※）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修修了者）をいう。

※愛知県では、公認心理士、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士のみ認めている。

- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。

※専門的支援加算については、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導での教育の経験は含まれないため、注意。

- ・常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する。

児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所・施設の種類	児童発達支援アイチ																																													
サービス種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス	③ ①・②の多機能																																											
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了																																											
2 従業員の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>① 常勤専任で児童指導員等を配置する場合</th> <th>単位①</th> <th>単位②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準人数の総数 A</td> <td>1.8人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>従業員の総数 B</td> <td>4.2人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤専任)</td> <td>1.0人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち児童指導員等の員数 (常勤専任)</td> <td>1.0人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>② ①以外の場合</th> <th>単位①</th> <th>単位②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準人数の総数 A</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>従業員の総数 B (常勤換算)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち児童指導員等の員数 (常勤換算)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うちその他の従業員の員数 (常勤換算)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加配人数 (B-A)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.4人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童指導員等加配加算算定区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 児童指導員等 (常勤専任) 経験5年以上 (常勤専任) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算) </td> <td> ア 児童指導員等 (常勤専任) イ 児童指導員等 (常勤専任) ウ 児童指導員等 (常勤換算) エ 経験5年以上 (常勤換算) オ その他従業員 </td> </tr> <tr> <td>オ その他従業員</td> <td>オ その他従業員</td> </tr> </tbody> </table>			① 常勤専任で児童指導員等を配置する場合	単位①	単位②	基準人数の総数 A	1.8人	人	従業員の総数 B	4.2人	人	うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤専任)	1.0人	人	うち児童指導員等の員数 (常勤専任)	1.0人	人	② ①以外の場合	単位①	単位②	基準人数の総数 A		人	従業員の総数 B (常勤換算)		人	うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算)		人	うち児童指導員等の員数 (常勤換算)		人	うちその他の従業員の員数 (常勤換算)		人	加配人数 (B-A)		2.4人	人	児童指導員等加配加算算定区分		児童指導員等 (常勤専任) 経験5年以上 (常勤専任) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算)	ア 児童指導員等 (常勤専任) イ 児童指導員等 (常勤専任) ウ 児童指導員等 (常勤換算) エ 経験5年以上 (常勤換算) オ その他従業員	オ その他従業員	オ その他従業員
① 常勤専任で児童指導員等を配置する場合	単位①	単位②																																												
基準人数の総数 A	1.8人	人																																												
従業員の総数 B	4.2人	人																																												
うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤専任)	1.0人	人																																												
うち児童指導員等の員数 (常勤専任)	1.0人	人																																												
② ①以外の場合	単位①	単位②																																												
基準人数の総数 A		人																																												
従業員の総数 B (常勤換算)		人																																												
うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算)		人																																												
うち児童指導員等の員数 (常勤換算)		人																																												
うちその他の従業員の員数 (常勤換算)		人																																												
加配人数 (B-A)																																														
2.4人	人																																													
児童指導員等加配加算算定区分																																														
児童指導員等 (常勤専任) 経験5年以上 (常勤専任) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算) 経験5年以上 (常勤換算)	ア 児童指導員等 (常勤専任) イ 児童指導員等 (常勤専任) ウ 児童指導員等 (常勤換算) エ 経験5年以上 (常勤換算) オ その他従業員																																													
オ その他従業員	オ その他従業員																																													

備考1 「サービス種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

- 「従業員の状況」には、サービス毎に単位を分ける場合は、児童指導員等の数を単位別に記載してください
- 多機能型 (人員配置特別の利用なし) の場合は、「従業員の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービスの「基準人数」等をそれぞれ記載してください。
- 「うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤専任)」のうち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) には、サービス毎に経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤専任) を記載してください。また、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。また、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。
- 「うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算)」には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。また、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。
- 「うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算)」には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。また、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。
- 「うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算)」には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。また、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。
- 「うち経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算)」には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。また、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) には、経験5年以上の児童指導員等の員数 (常勤換算) を記載してください。
- 経験5年以上の児童指導員等については、実務経験を証明する書類を添付してください。
- 算定区分について、該当項目に○を付してください。
- 資格等を求める配置については、配置する職員の資格等を証明する書類を添付してください。

【基準人数の求め方】

ケース1：サービス提供時間＜常勤の勤務時間の場合
(月のサービス提供時間の合計÷常勤の勤務時間)÷基準人数A (小数点第2以下切り上げ)

ケース2：サービス提供時間＞常勤の勤務時間の場合
(月のサービス提供時間×2÷常勤の勤務時間)÷基準人数A (小数点第2以下切り上げ)

【基準人数の求め方 (主として重症心身障害児を対象とする場合)】

(月のサービス提供時間の合計)×2÷月の機能訓練を行う時間の合計÷常勤の勤務時間=基準人数A (小数点第2以下切り上げ)

【基準人数の求め方 (児童発達支援センターの場合)】

(月のサービス提供時間の合計)×定員を4で除した数÷常勤の勤務時間=基準人数A (小数点第2以下切り上げ)

全ての従業員 (常勤専任・常勤換算含む。) の人数合計 (常勤換算)

上記のうち、5年以上経験者の人数合計 (人数)

上記のうち、5年未満経験者の人数合計 (人数)

(常勤専任区分で算定する場合は入力不要です。以下、常勤換算区分で算定する場合の考え方を示します。)

全ての従業員 (常勤専任・常勤換算含む。) の人数合計 (常勤換算)

上記のうち、5年以上経験者の人数合計 (常勤換算)

上記のうち、5年未満経験者の人数合計 (常勤換算)

その他の従業員の人数合計 (常勤換算)

4.2人・1.8人。要経験1.0人以上となっている必要があるため、かつ、まず基準人数Aに基準人数を充てたうえで、加配人数に充てることのできる従業員の配置形態・経験年数に応じて算定区分を考える。

勤務形態一覧表と見比べて、どの区分で算定できるか確認。

(1) まず基準人数に充てられるかを考えたうえで、余った人 (= 加配人員) は誰なのかを考えよう！

※基準人数2人のうち、児童指導員又は保育士のうち1人は常勤でなければならない (定員10人の児童発達支援 (非重心、非センター) の場合)

(例) 基準人数2.8人の場合

① 加配人員に充てても算定区分が低くなってしまいがちな人、常勤職員1人をまず基準人数に充てる。

② 残りの基準人数について、加配人員に充ても区分が低くなりそうなる人を優先的に充てる。

③ 1.8人に達したら、余った人が加配人員。

(2) 加配人員の職種、常勤専任の別、経験年数に応じてどの区分が選択できるか考えよう！

(3) 常勤換算区分の場合、異なる組み合わせで取ること可能！
(例えば、加配人員の内訳として、5年以上常勤換算が0.8人、5年未満常勤換算が0.2人の場合、より低い区分である5年未満常勤換算区分で算定)

【心理担当職員とは】
・愛知県では、「公認心理士、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士」を認めており、単に心理学を卒業しただけでは、要件を満たさないため注意。
なお、上記対象で算定する場合は、資格を備えている書類の添付が必要。

【5年以上〇〇とは】
本県では5年かつ9000日以上 (年180日×5年以上) の実務経験が確認できる実務経験証明書の添付が必要。

14 **専門的支援（体制・実施）加算**について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

令和6年度の報酬改定により、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階の加算が設けられています。

専門的支援体制加算

【児童発達支援センター】 区分に応じて15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】 同 49～247単位/日

※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

【放課後等デイサービス（重心児以外を対象）】 区分に応じて49～123単位/日

【放課後等デイサービス（重心児を対象）】 区分に応じて82～247単位/日

※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

専門的支援実施加算 150単位/回 …②

※理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合

（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度）

15 **基本報酬におけるきめ細かい評価**について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

基本報酬について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外されます。個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分が設けられています。

○児童発達支援

支援時間による区分：「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、
「3時間超5時間以下」

※5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算として評価を行う。

○放課後等デイサービス

支援時間による区分：「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、
「3時間超5時間以下」

※「3時間超5時間以下」の区分は学校休業日のみ算定可能。平日に3時間、学校休業日に5時間を超える長時間の支援については、見直し後の延長支援加算により評価を行う。

○詳細については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」別紙1（「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」）等をご確認ください。

16 **強度行動障害児支援加算**について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求められておりますので、算定に当たっては注意をしてください。

強度行動障害児支援加算 200単位／日

（加算開始から90日以内の期間は、更に＋500単位／日）

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

17 **延長支援加算**について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

基本報酬において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算についても、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援としての評価が行われております。

延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認められております。

延長支援加算

障害児

重症心身障害児・医療的ケア児

延長1時間以上2時間未満

92単位／日

192単位／日

同 2時間以上

123単位／日

256単位／日

（延長30分以上1時間未満

61単位／日

128単位／日）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合限り算定可能。

18 訪問支援員特別加算について（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置し、当該者が専門的な支援を行う場合に算定が可能な加算です。「障害児の支援経験」の対象となる実務経験についてはこども家庭庁の Q&A 等にも示されておりますので、必ず事前に確認の上算定をお願いいたします。

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850 単位／日…①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700 単位／日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事 5 年以上（保育所等訪問支援については、「保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3 年以上」）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事 10 年以上の職員の場合（保育所等訪問支援については、「又は保育所等訪問支援等の業務従事 5 年以上」）

②業務従事 5 年以上 10 年未満の職員の場合（保育所等訪問支援については、「又は保育所等訪問及び支援等の業務従事 3 年以上」）

